

# 秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会について

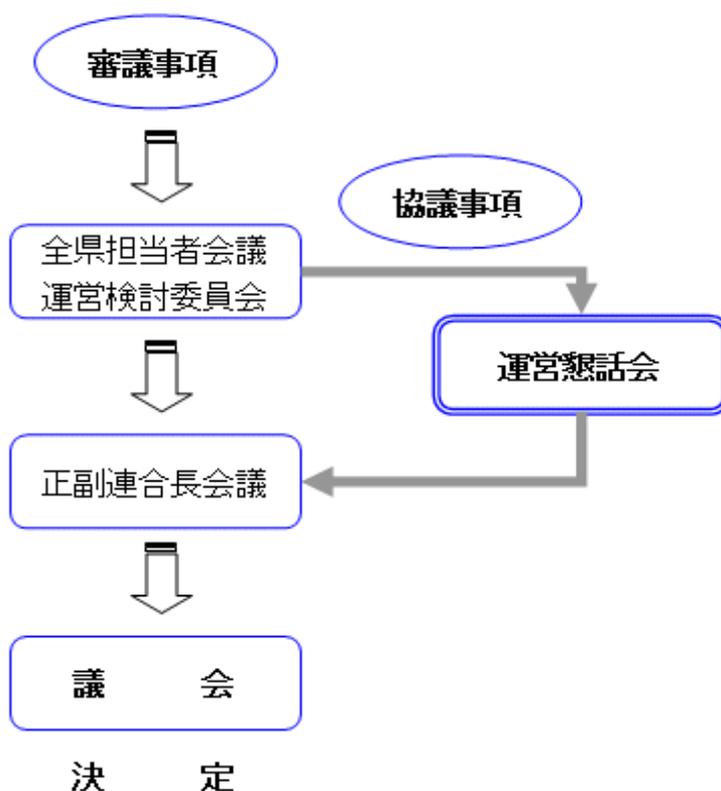
## 1 設置目的等

平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度を、適正かつ円滑に運営するにあたって、制度の基本的な事項、広域連合の運営などについて、広く関係者の方から意見を聴くため、平成19年7月19日に秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会を設置しました。

## 2 位置付け

広域計画や保険料率の決定など、運営検討委員会(市町村担当課長で構成)において審議された審議事項のうち、広域連合長が特に必要と認めたもの(協議事項)について意見を聴取します。

協議事項に関する意見については、正副連合長会議へ報告、議会の議決を要する事項については、議会で審議されます。



## 3 委員の組織及び任期

- (1) 被保険者(3名)
- (2) 保険医、保険薬剤師(3名)
- (3) 学識経験者(4名)
- (4) 関係団体の代表者(3名)

以上の4区分より、14名以内で組織します。

任期は2年です。(平成21年9月1日から平成23年8月31日まで)

#### 4 これまでの会議の概要

##### 【平成19年度】

第1回・・・平成19年9月19日

〔制度の説明、会議の取扱いについて、広域計画について、自由発言〕

第2回・・・平成19年11月5日

〔保険料について、自由発言〕

##### 【平成20年】

第1回・・・平成20年9月30日

〔業務の経過について、高齢者医療制度の改善について、自由発言〕

#### 5 会議に関する申し合わせ事項(平成19年11月5日承認事項)

##### (1) 会議の取扱いについて

ア 会議は原則公開とする。

イ 会議資料は原則公開とし、傍聴人に配布する。

ウ 委員の代理出席は認めない。

##### (2) 会議の傍聴について

ア 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

イ 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、会長は、傍聴人の数を制限することができる。

ウ 傍聴人が傍聴席において撮影等をする場合は、あらかじめ会長の許可を得ることとする。

エ 傍聴人が傍聴席において録音等をすることは認めない。

オ 傍聴人の発言は認めない。

カ 傍聴人は、すべて会長及び係員の指示に従わなければならない。

キ 会長は、傍聴人が会長及び係員の指示に従わず、会議の進行を妨害したと認めるときは、これを制止し、当該傍聴人を退場させることができる。

##### (3) 会議録について

ア 会議録は要点のみの作成とし、原則公開とする。

イ 作成した会議録は会長から承認を得て、委員全員へ配布する。